

伊方町障害者虐待防止センターを設置します

伊方町では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成24年10月1日施行)に基づき、10月1日より「伊方町障害者虐待防止センター」を開設します。

虐待を防ぎ、解決するためには、地域にくらすみなさんの意識が大切です。小さなサインを見逃さず、虐待を早期に発見し、解決するために、ご協力をお願いします。

◆たたく、蹴るなどの暴力だけが虐待ではありません。

次のような行為は「虐待」になります。◆

1. 身体的虐待

障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

2. 性的虐待

障害者に無理やり(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること。

3. 心理的虐待

障害者を侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で精神的な苦痛を与えること。

4. 放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること。

5. 経済的虐待

本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと。また、障害者に理由なく金銭を与えないこと。

以上のような虐待に気づいたら、下記までご連絡ください。

伊方町障害者虐待防止センター

① 伊方町役場保健福祉課

TEL 0894-38-0211

FAX 0894-38-1120

② 指定相談支援事業所 ワークいかた

TEL 0894-39-1070

FAX 0894-39-1060